

資料C 地域区民センター協議会のあり方検討状況の各センター比較

令和3年6月29日

	検討組織（検討体制）	検討期間	協議会委員への説明状況	これまでの検討結果	今後の検討課題	その他特記事項	センター改装・移転時期
阿佐ヶ谷	組織名 三役会、役員会、定例委員会で適時に検討 参加者 三役会(5人)、役員会(10人)、定例委員会(28人) 参加人数 延べ43人	令和2年9月～令和3年3月	①指定管理との関連が議論。新委員の改選、事業計画、予算編成とも密接に関連することを認識。 ②既に「指定管理」への移行が示されていること、また協議会としては前向き姿勢。	①事業内容の方向性 令和4年度から指定管理者制度に移行のもとの対応点 i)こども部と講座部の統合、ii)講座数の縮小(20→8)、iii)協議会のICT化(SNSを活用した広報、メール講座受付) ②地域課題の取り組み方法、共同事業のあり方 ③指定管理者との役割分担	指定管理者との連携	—	令和4年度
井草	組織名 協議会事業検討委員会 参加者 会長、総務部部長ほか、各部から1名、および事務局長 参加人数 8人(令和3年1月～4月、6回開催)	令和2年9月～令和3年5月	①令和2年9月の役員会、委員会で説明 ②委員自身が問題意識、課題を抱えて活動していることが判明。これを機会としてあり方の検討委員会を発足。	①事業の方向性:i)委員の負担軽減・企画の充実、ii)地域団体との交流の実質化 ②事業に即したあり方検討 i)まつり、ii)講座・協働事業、iii)広報・情報発信、iv)地域団体との懇談会	検討結果を具体化していくこと	—	未定
永福和泉	組織名 検討組織は設けず役員会・委員会で説明、意見を募る方式とした 参加者 役員会構成員、委員会構成員 参加人数 役員会(9人)、委員会(36人)	令和2年12月～検討継続中	①令和2年12月の役員会・委員会にてテーマを説明、意見を募る。 ②現役世代の参加を促す方策(会議の土日開催、協議会の性格変更など)の提案があったが、総意としてまとまっていない。	同左	・「あり方」「具体的な事業の方向性」とともに具現化に至っていない。 ・今年度、委員の半数が改選されていることもあり、これから検討の予定。	—	未定
高円寺	組織名 組織は設けず委員会の研修で説明を行った。 参加者 協議会委員全員 参加人数 24人	令和2年12月～検討継続中	①令和2年10月の内部研修にて、指定管理者制度を説明:i)セッション並改修後は建物管理が指定管理者へ、ii)趣味的講座は指定管理者に移行→協議会事業の整理が必要、iii)セッションまつり等、指定管理者との協働が可能。 ②協議会委員の反応:「まつり」実施における人員不足解消に繋がると好印象。	・協議会の事業内容の方向性:指定管理者を導入した事例を参考に、セッションでの指定管理者導入を前提に協議会のあり方を検討していく。	・本年度にセッションの指定管理に関する選定委員会が設置されることから、協議会の委員を選定委員に推薦するなど、区と協議会で指定管理についての情報共有を図り、協議会のあり方・考え方を協議会委員に浸透させる。 ・協議会の実施する講座や事業の整理については、選定された指定管理者とどのように協議していくかなどの検討課題がある。	—	令和5年度?
高井戸	組織名 平成24年度より指定管理者制度が導入のため、当該テーマについては委員への周知徹底(研修など実施)の段階。 参加者 上記との関係では委員全員 参加人数 委員会:29人	令和3年1月～3月	①新任委員5名を迎えた令和3年1月の委員会にて、センター事業のあり方について事務局から委員研修の形で説明。 ②協議会委員の意見・反応 既定路線のため意見等はなし。	①協議会の事業内容の方向性:従来度どおり、地域住民の交流促進を図り、地域課題解決型の協働事業や講座を中心に運営。 ②あり方:①に同じ。 ③指定管理者との役割分担:従前から指定管理者は有料の趣味的講座やスポーツ教室を自主事業として行っており、協議会は①で説明した方向で事業を組み立てている。	・絶えず事業の見直しを行い、地域住民の交流促進と地域課題の解決に取り組む。	—	平成24年度
西荻	組織名 特設の組織化はない 参加者 協議会委員、事務局職員 参加人数 20人	令和2年8月～9月 令和2年10月からの指定管理者制度導入を控えて大急ぎ検討	・指定管理者制度導入との対応から、各部ごとに説明・意見交換、委員会で総括。	・指定管理者制度導入を踏まえ、協議会の役割実現のため、事業の再編成に取り組む。	・新規委員への説明・意見交換 ・継続的な点検、見直しを行う	—	令和2年11月
荻窪	組織名 役員会・委員会で検討。特設の組織は設けず 参加者 役員、委員全員 参加人数 役員:5人、委員:23人	令和2年8月以降、課題として検討継続	①協議会への説明方法:令和2年8月の役員会・委員会において、地域課作成の「あり方」を説明し、検討すべき課題等の共通認識を図った。 ②協議会委員の意見・反応:「あり方」の論点は理解。同時に、当協議会の歴史と活動実績を踏まえ、協議会としての活動の本質論を究める必要があるとの意見があり、総員も同意。	①協議会の事業内容の方向性:事業展開は、「あり方」を踏まえる。 ②協議会の事業のあり方:基本は「あり方」を理解するが、今後については協議会活動の本質論の熟議を待つ。 ③指定管理者との役割分担:「特記事項」に書いた趣旨、「荻窪」センターの改修・施設計画を踏まえたうえでの検討事項となる見直しをもっている。	・協議会の「あり方」を踏まえた協議会活動の本質論と環境変化への対応を十分検討していくことが課題。現役世代の一層の事業参加ではICTの活用という課題、また委員参加を促すためには活動のあり方、実務、実際の検討と工夫がポイント。	・指定管理者制度に関しては高井戸、西荻など先行組での実績評価を十分行い、施設運営上の要請との対応、協議会活動との補完関係などの検討の必要性を感じている。	令和5/6年度以降